

瑞穂区

福祉のあらし

令和8年度版



名古屋市瑞穂区役所

社会福祉法人

名古屋市瑞穂区社会福祉協議会

目 次

瑞穂区のあらまし

1 瑞穂区の概要	1
2 区別世帯数と人口	2
3 学区別世帯数と人口	2

民生委員・児童委員

1 民生委員・児童委員の活動	3
2 瑞穂区民生委員児童委員協議会	3
3 瑞穂区の民生委員・児童委員活動状況	3
4 ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動	4
5 みずほ赤ちゃん訪問事業	4

生活保護

1 生活保護制度	5
2 生活保護の動向	6

児童福祉

1 児童福祉	8
2 児童手当	9
3 保育	9
4 子どもの遊び場	11
5 留守家庭児童の健全育成(学童保育)	12
6 子ども会	13

ひとり親家庭等

1 母子父子寡婦福祉に関する実施機関等	14
2 児童扶養手当	14
3 名古屋市ひとり親家庭手当	15
4 愛知県遺児手当	15
5 母子父子寡婦福祉資金	15
7 その他の援護	15

障害者福祉

1 障害者福祉の機関	16
2 手帳制度	16
3 各種手当	17
4 心身障害者扶養共済事業	18
5 障害者総合支援法	18
6 障害者差別解消法、条例	20
7 その他の主な施策	20

戦傷病者、戦没者遺族等の援護

1 戦没者の遺族に対する特別弔慰金	21
-------------------	----

高齢者福祉

1 高齢者人口	22
2 高齢者世帯	23
3 老人クラブ	24
4 敬老パス	25
5 敬老祝金品の支給	25
6 地域包括ケアシステムの推進	25

介護保険

1 制度の概要	26
2 介護保険料	29
3 要介護・要支援被保険者数	30

社会福祉協議会

1 概要	31
2 組織	31
3 第5次瑞穂区地域福祉活動計画	32
4 重層的支援体制整備事業	33
5 事業	33
6 収支状況	35
7 地域福祉の推進	35
8 児童館・福祉会館の管理・経営	40

区役所保健福祉センター福祉部の組織

41

瑞穂区のあらまし

1 瑞穂区の概要

瑞穂区は、昭和19年2月11日に昭和区弥富町、瑞穂町始め48町並びに熱田区伝馬町及び熱田東町を合わせて誕生し、令和6年2月には区制80周年を迎えました。

地形は、西部や天白川沿いの南部は平坦で、東部に行くにしたがって丘陵地帯が多くなっています。区境を天白川と新堀川が、中心部を山崎川が流れ、かつては『瑞穂』の地名にふさわしい穀倉地帯を多く擁していましたが、現在では都市化に伴い農地もごくわずかとなっております。

区内西部は、工場や事業所が多く、特に新堀川沿いや名鉄本線以南にはセラミック工業、精密工業、金属加工業を中心とした日本を代表する企業や堅実な中小事業所が多く立地しています。

区内を南北に通る堀田通と瑞穂通に囲まれた地域は、古くからの住宅地で商店街や中小工場も混在した下町の風情を今に残しています。

瑞穂通より東の地域は閑静な住宅地で、ことに山崎川から東側は緑豊かな丘陵地帯となっており、市内でも有数の環境に恵まれた住宅地域が広がっています。

区の中央には野球場、ラグビー場、体育館など各種スポーツ施設を擁した市内随一の総合運動公園であるパロマ瑞穂スポーツパークがあり、令和8年には、瑞穂公園陸上競技場をメイン会場として、第20回アジア競技大会（9月19日～10月4日）及び第5回アジアパラ競技大会（10月18日～24日）が開催されます。

名古屋市立大学をはじめ、多くの教育施設が点在しており、歴史教育や文化遺産の保存・公開をしている名古屋市博物館や、芸術文化の拠点となる瑞穂文化小劇場を有するなど、市内有数の文教地区です。

医療・福祉施設の主なものとしては、高度先進医療機能・救急医療体制を充実した名古屋市立大学病院や、名古屋市総合リハビリテーションセンターがあります。

瑞穂区の鉄道網は、区の南西部を名鉄名古屋本線が通り、南北に地下鉄桜通線が縦断し、東西に環状化された地下鉄名城線が横断するなど、市内中心部や各方面への交通アクセスが便利です。

その他に、犯罪や交通事故、火災が少ない、製造業の売り上げが大きい等の特徴があります。人口の世帯別構成は、高齢者（65歳以上）の割合が名古屋市の平均と比較すると高い一方、15歳未満の割合は名古屋市では減少が続いている中、令和2年度までは増加していましたが、近年は緩やかに減少傾向にあります。

令和6年5月に策定された「みずほっぺビジョン」（第2期瑞穂区将来ビジョン）において、「区民の笑顔があふれ、地域が輝くまちづくり」を基本理念に掲げ、さらに暮らしやすく、暮らし続けたいくなる、魅力ある誰もが訪れたいくなるまちをめざしています。

2 区別世帯数と人口

令和8年5月1日現在(人口密度 : 1km²あたり)

区 名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			1世帯当り 人数(人)	人口密度 (人)
			総 数	男	女		
千種区	18.18	97,686	173,481	84,080	89,401	1.78	9,542
東 区	7.71	51,475	90,898	43,436	47,462	1.77	11,790
北 区	17.53	81,791	160,295	78,256	82,039	1.96	9,144
西 区	17.93	80,651	154,258	75,919	78,339	1.91	8,603
中村区	16.30	83,929	147,071	74,308	72,763	1.75	9,023
中 区	9.38	76,555	109,171	55,092	54,079	1.43	11,639
昭和区	10.94	57,428	109,634	53,699	55,935	1.91	10,021
瑞穂区	11.22	53,984	109,860	52,683	57,177	2.04	9,791
熱田区	8.20	36,316	68,247	34,032	34,215	1.88	8,323
中川区	32.02	105,186	216,749	107,156	109,593	2.06	6,769
港 区	45.64	61,622	132,226	66,096	66,130	2.15	2,897
南 区	18.46	66,748	132,128	66,931	65,197	1.98	7,158
守山区	34.01	78,583	175,758	85,278	90,480	2.24	5,168
緑 区	37.91	105,235	247,364	120,926	126,438	2.35	6,525
名東区	19.45	78,539	161,742	77,133	84,609	2.06	8,316
天白区	21.58	79,457	162,416	79,269	83,147	2.04	7,526
名古屋市	326.46	1,195,185	2,351,298	1,154,294	1,197,004	1.97	7,203

3 学区別世帯数と人口

令和8年5月1日現在(人口密度 : 1km²あたり)

学区名	面 積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			1世帯当り 人数(人)	人口密度 (人)
			総 数	男	女		
御 劔	0.866	3,446	6,983	3,462	3,521	2.03	8,064
高 田	0.615	3,584	6,877	3,391	3,486	1.92	11,182
堀 田	0.515	3,845	6,812	3,274	3,538	1.77	13,227
穂 波	1.074	4,687	8,892	4,527	4,365	1.90	8,279
井戸田	0.654	3,846	7,398	3,553	3,845	1.92	11,312
瑞 穂	0.936	5,249	10,766	5,125	5,641	2.05	11,502
豊 岡	0.907	4,253	8,734	4,133	4,601	2.05	9,630
弥 富	1.528	5,909	13,010	6,208	6,802	2.20	8,526
中 根	0.984	5,020	11,023	5,374	5,649	2.20	11,202
陽 明	1.789	6,114	13,746	6,459	7,287	2.25	7,675
汐 路	1.352	8,031	15,619	7,177	8,442	1.94	11,553
合 計	11.22	53,984	109,860	52,683	57,177	2.04	9,791

民生委員・児童委員

1 民生委員・児童委員の活動

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱されます。令和7年12月1日に改選され、任期は3年であり、児童福祉法の定めで児童委員を兼務します。次回は令和10年12月1日に一斉改選となります。

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って自主的に社会福祉の増進に努め、その職務は、調査活動、低所得者の自立更生の援護を始め社会福祉事業者等との連携及びその事業又は活動の支援、福祉事務所等への協力など多岐にわたります。

現在、瑞穂区の民生委員・児童委員の定数は251名で、そのうち児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員44名が含まれています。小学校区域ごとに民生委員・児童委員で組織する民生委員児童委員協議会が置かれています。

2 瑞穂区民生委員児童委員協議会

令和8年7月1日現在 単位:人

協議会名	定員	協議会名	定員	協議会名	定員
御 劔	20 (4)	井戸田	18 (4)	弥 富	24 (4)
高 田	20 (4)	瑞 穂	26 (4)	陽 明	28 (4)
堀 田	16 (4)	豊 岡	21 (4)	汐 路	32 (4)
穂 波	21 (4)	中 根	25 (4)	合 計	251 (44)

※定員の()内数字は主任児童委員数で内数

3 瑞穂区の民生委員・児童委員の活動状況

令和7年度

区分	内容別件数			分野別件数		
	項 目	件 数	構成比%	項 目	件 数	構成比%
相談・支援件数	在宅福祉	88 (0)	2.6%	高齢者に関すること	2,434 (10)	72.0%
	介護保険	129 (1)	3.8%			
	健康・保健医療	977 (3)	28.9%			
	子育て・母子保健	241 (176)	7.1%	障害者に関すること	57 (0)	1.7%
	子どもの地域生活	187 (11)	5.5%			
	子どもの教育・学校生活	35 (19)	1.0%			
	生 活 費	30 (0)	0.9%	子どもに関すること	428 (208)	12.7%
	年 金・保 険	6 (0)	0.2%			
	仕 事	7 (0)	0.2%			
	家族関係	73 (2)	2.2%	その他	461 (1)	13.6%
	住居	76 (0)	2.2%			
	生活環境	91 (1)	2.7%			
	日常的な支援	303 (3)	9.0%	合 計	3,380 (219)	100%
	そ の 他	1,137 (3)	33.6%			
	計	3,380 (219)	100.0%			
その他の活動件数	調査・実態把握	886 (29)	4.7%			
	行事・会議参加協力	3,021 (992)	15.9%			
	地域福祉・自主活動	8,150 (1,624)	42.8%			
	民児協運営・研修	6,887 (1,019)	36.2%			
	証明事務	91 (21)	0.5%			
	要保護児童通告・仲介	1 (0)	0.0%			
	計	19,036 (3,685)	100.0%			

() の数字は、主任児童委員の件数を再掲

	活動日数	訪問回数
年間延べ	32,567 日	39,156 回
委員 1 人あたり	145 日	175 回

4 ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動

令和 7 年度ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動訪問活動（75歳以上の高齢者のみ世帯含む）

ひとり暮らし高齢者世帯数			4,991 世帯（令和8年4月1日現在）		
訪 問 世 帯 数			延べ	32,002 世帯	月平均 2,667 世帯
訪 問 回 数			延べ	41,265 回	月平均 3,439 回
相 談 内 容	① 家族関係	103 件	相 談 内 容	⑤ 生 計	23 件
	② 住 居	93 件		⑥ 福祉サービス・介護保険	242 件
	③ 健 康	1,270 件		⑦ そ の 他	2,582 件
	④ 仕 事	30 件		⑧ 友愛訪問	37,368 件
				合 計	41,711 件

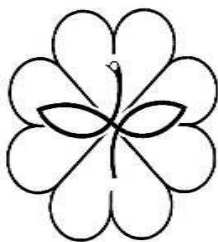
5 みずほ赤ちゃん訪問事業

市内に住所を有する、出生後3～6か月の第1子を養育している家庭を、主任児童委員及び地区担当児童委員が訪問し、お祝い品を贈呈するとともに、地域の子育て情報の提供を行います。

また、瑞穂区独自に対象を拡充し、1歳未満の赤ちゃんを養育している市外転入または区間転入された家庭も訪問しています。

令和7年4月～令和8年3月の訪問対象件数 458 件

民生委員・児童委員のバッジ(昭和35年一般公募による)



☆☆民生委員のマークの由来☆☆

現在のマークの図柄は昭和35年（1960年）に公募して選ばれたものです。幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーをバックに民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕をあらわしています。

民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

生活保護

1 生活保護制度

(1) 生活保護は、日本国憲法第 25 条の規定する理念に基づくものです。

その内容は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

＊根拠法・・・日本国憲法、生活保護法

(2) 生活保護の実施は、国からの法定受託事務として市長の事務となっています。本市では、この権限を各区の社会福祉事務所長（区長兼務）に委任しています。

(3) 生活保護の基本原則と原則

ア 基本原則は 4 つ

- ① 国家責任による最低生活保障の原理 …… 最低限度の生活の保障と自立助長を目的としています。
- ② 保護請求権無差別平等の原理 …… 困窮原因によって差別的扱いはしません。
- ③ 健康で文化的な最低生活保障の原理 …… 保障される最低限度の生活水準を規定しています。
- ④ 保護の補足性の原理 …… 資産・能力の活用、扶養義務者の扶養、他法他施策を優先します。

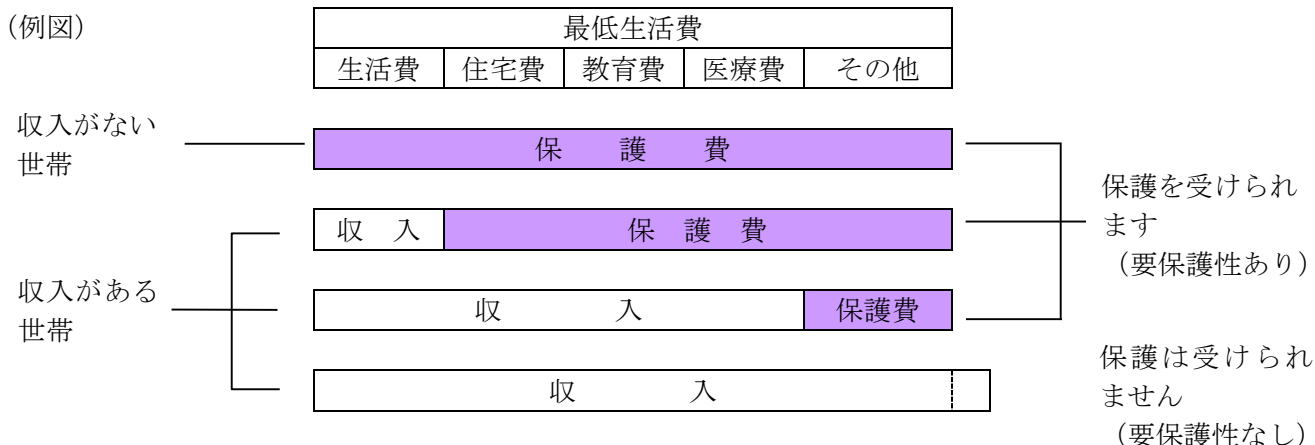
イ 原則は 4 つ

- ① 申請保護の原則 …… 急迫した状況にある時は、申請がなくても必要な保護を行う(職権保護)ことも可能です。
- ② 基準及び程度の原則 …… 厚生労働大臣が定める基準内で、不足の程度に応じた保護を行います。
- ③ 必要即応の原則 …… 要保護者の個々の実情に即した保護を行います。
- ④ 世帯単位の原則 …… 保護の要否・程度を世帯単位で判定します。

(4) 保護の種類

- ① 生活扶助 …… 衣食その他の日常生活の需要を満たすものの費用の給付。
参考：本市における標準 3 人世帯（33 歳夫、29 歳妻、4 歳子）の生活扶助基準は、153,400 円となります。
（令和 8 年 4 月時点）
- ② 教育扶助 …… 義務教育にかかる必要な費用の給付。
- ③ 住宅扶助 …… 家賃、補修その他住宅維持のために必要な費用の給付。
- ④ 医療扶助 …… 必要な治療に対する医療の給付や治療材料費・施術・移送費の給付。
- ⑤ 介護扶助 …… 居宅や施設等、必要な介護サービスに対する介護の給付。
- ⑥ 出産扶助 …… 分娩の介助や衛生材料等の費用の給付。
- ⑦ 生業扶助 …… 自立助長を目的とする生業の開始資金、技能習得や就職支度等にかかる費用の給付。高等学校等就学にかかる費用の給付。
- ⑧ 葬祭扶助 …… 葬祭を行う者がいない、あるいは葬祭執行者が葬祭費用の捻出ができない場合の葬祭にかかる費用の給付。

保護は、前述のように 8 種類の扶助に分けられており、要保護者の必要に応じて単独あるいは、複数の扶助が支給されます。



2 生活保護の動向

(1) 被保護世帯数・人員数の推移（瑞穂区と全市の比較）

区 分	瑞 穂 区			市 全 体		
	被保護世帯数	被保護者数	保護率 %	被保護世帯数	被保護者数	保護率 %
令和 6 年 3 月	1,408	1,628	1.51	38,718	46,571	2.00
令和 7 年 3 月	1,379	1,609	1.49	38,734	46,375	1.99
令和 8 年 3 月	1,365	1,584	1.47	38,755	46,069	1.98

令和 8 年 3 月現在の瑞穂区の被保護世帯（当月中に 1 日でも保護を受給した世帯を計上。以下統計についてはすべて同じ。）は 1,365 世帯で、前年の 1,379 世帯と比較して減少しています。

リーマンショック後の平成 21 年、22 年に急増した後、微増が続き平成 27 年 12 月に被保護世帯数は 1,444 世帯となり過去最高を記録しました。新型コロナウイルスの感染が拡大していた令和 2 年度は 1,400 件程度を推移していましたが、令和 3 年度後半から減少となりました。令和 5 年度から申請件数とともに再び増加傾向にありましたが、令和 6 年度途中から微減の状態が続いています。

令和 7 年度の傾向として、昨年度と同様に、生活保護の申請に至る 20 代以下の若年層が多く見られ、生活保護の申請に至った理由としては、タイミーなどスマホアプリを活用した単発アルバイトに従事するも、安定した収入が得られなかったというものが大半でした。

(2) 世帯類型別の構成割合の推移（瑞穂区と全市の比較）

区 分	瑞 穂 区 %					市 全 体 %				
	高齢	母子	障害	傷病	その他	高齢	母子	障害	傷病	その他
令和 6 年 3 月	52.9	3.2	13.6	11.9	18.4	53.0	3.6	12.8	13.0	17.6
令和 7 年 3 月	51.6	3.3	13.7	12.8	18.6	52.5	3.5	13.3	13.0	17.7
令和 8 年 3 月	51.0	2.9	13.9	12.9	19.3	52.4	3.3	14.1	12.8	17.4

「世帯類型」は、被保護世帯の状況に応じ 5 種類に分類されるものですが、高齢世帯が最も多く、令和 8 年 3 月現在、51.0%となっています。令和 7 年 10 月 1 日時点で名古屋市の人口に占める 65 歳以上の割合は 25.5%なのに対して、当区は 27.2%と市の割合より高いですが、生活保護で見ると瑞穂区の割合は名古屋市全体と比較して低い水準となっています。

これは他の区に比べて大規模な介護施設等が少ないことが要因と考えられます。

次点のその他世帯は、稼働年齢層（15～64 歳）の内、障害等の就労阻害要因がない世帯です。リーマンショックの影響を受け、平成 21 年度以降急増しましたが、平成 23 年度からは減少傾向となりました。

しかし、平成 28 年度以降やや増加傾向となっており、令和 8 年 3 月時点では名古屋市全体の 17.4%より高い 19.3%となっています。

生活保護申請に至る事情として、稼働年齢層については、精神疾患等の傷病により退職後、求職活動が上手くいかず相談に至るケースや、年金と就労収入で生計を維持していた高齢世帯が、加齢や傷病により退職せざるを得なくなり、年金だけではやりくりできず相談に至ったケースが見受けられます。

（３）他区との比較（令和 8 年 3 月実績）

区分	1位	2位	3位		12位	13位	14位	15位	16位
被保護世帯数	南 4,166	中村 4,075	中川 3,943		中 1,776	瑞穂 1,365	昭和 1,365	熱田 985	東 867
受給者数	中川 5,001	南 4,949	中村 4,482		中 2,052	瑞穂 1,584	昭和 1,513	熱田 1,081	東 970
保護率（%）	南 3.78	中村 3.17	港 2.98		瑞穂 1.47	天白 1.46	昭和 1.39	東 1.10	緑 1.00

（４）医療扶助の状況（瑞穂区と全市の比較）

区 分	瑞 穂 区			市 全 体		
	入院率 %	総人員数	扶助率 %	入院率 %	総人員数	扶助率 %
令和 6 年 3 月	4.3	1,304	80.1	4.5	35,943	77.2
令和 7 年 3 月	3.5	1,282	79.7	4.5	36,005	77.6
令和 8 年 3 月	3.8	1,244	78.5	4.3	35,857	77.8

令和 8 年 3 月現在の当区の医療扶助総人員数は 1,244 人、医療扶助率(医療扶助人員/被保護人員)は 78.5%（市全体 77.8%）と、扶助率は 16 区全体で 4 番目に高い比率となっています。

年齢や世代に関わらず、被保護者全般に医療を必要とする状況の方が多いものと考えられます。

（５）介護扶助の状況（瑞穂区と全市の比較）

区 分	瑞 穂 区		市 全 体	
	介護扶助人員	扶助率 %	介護扶助人員	扶助率 %
令和 6 年 3 月	308	18.9	9,112	19.6
令和 7 年 3 月	310	19.3	9,466	20.4
令和 8 年 3 月	314	19.8	9,765	25.2

令和 8 年 3 月現在の当区の介護扶助人員は 314 人、介護扶助率(介護扶助人員/被保護人員)は 19.8%（市全体 25.2%）となっています。医療扶助率とは異なり、当区の介護扶助率は市全体より低い数値を示していますが、年々増加傾向にあり、今後も高齢者世帯の増加が予想されることから、この状況が続くものと考えられます。

児童福祉

1 児童福祉

児童福祉法第1条では、「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定されています。

児童福祉の対象となる施策は、保育や健全育成などのすべての子どもや家庭を対象とした施策から、子どもの虐待問題など特別なケースに対応するための施策など、多岐に渡っています。社会福祉事務所として、保育所の利用の決定、児童福祉に係る諸手当の受給認定、母子父子寡婦福祉資金の貸付、子どもに関する相談業務等各種の施策を行っています。

その他、児童の健全育成のために遊び場の整備運営、子ども会活動の運営費助成等、留守家庭児童育成会助成も実施しています。

(1) 児童養護施設等入所状況

令和7年6月1日現在

種 別	入所施設数	入所児童数
児童養護施設	7 か所	13 人
里 親	2 か所	3 人
ファミリーホーム	1 か所	1 人
合 計	10 か所	17 人

(2) 児童虐待に関する相談等の状況

新規相談受付における相談経路の状況（令和7年4月～令和8年3月）

相談経路	件 数
家族親戚	0
近隣知人	0
児童本人	0
児童委員等	0
保健センター	7 (1)
医療機関	0
児童福祉施設等	0
警 察	0
学校等	0
保育園	4 (3)
児童相談所	43 (34)
その他(他の市区町村等)	4 (2)
合 計	58 (40)

※()内は虐待に関する相談・通報

2 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度であり、年齢が高校生年代(18歳に達する以降、最初の3月31日を迎えるまでの子ども)までの日本国内に居住している子どもを養育している方を対象に、以下のように支給されます。

◆ 手当の額

年齢区分	年齢区分の詳細		手当額	
0～3歳	出生の翌月～ 3歳に到達した月分まで	第1子、第2子	月額	15,000 円
		第3子以降	月額	30,000 円
3歳～高校生年代	3歳に到達した翌月～ 18歳到達後、最初の3月分まで	第1子、第2子	月額	10,000 円
		第3子以降	月額	30,000 円

※ 第1子、第2子・・・の数は、22歳到達後、最初の3月31日までの年齢の子どもを、年齢が上の子どもから順番に数えます。

◆ 令和6年10月から所得制限・所得上限は撤廃となりました。

◆ 支払日

年6回(偶数月)に、前月分までの2か月分をまとめて口座振込します。

※15日が休日等の場合は、その直前の休日等でない日

支払日	支給対象月
4月15日	2、3月分
6月15日	4、5月分
8月15日	6、7月分

支払日	支給対象月
10月15日	8、9月分
12月15日	10、11月分
2月15日	12、1月分

◆ 支給状況<受給者数> (令和8年4月30日現在)

8,989 人

3 保 育

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、幼稚園・保育所のほか、認定こども園や地域型保育が開設され、教育・保育施設等の選択肢が充実しました。

新制度に対応し、すべての子育て家庭を支援できるように延長保育、一時保育、休日保育、障害児保育、病児・病後児デイケア事業及び産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業を実施しています。

また、24時間緊急一時保育事業を区内保育所1か所で実施し、夜間型の一時預かり事業の充実にも取り組んでいます。

さらに、平成28年4月から軍水保育園が、平成31年4月からは直来保育園と新開保育園もエリア支援保育所として位置づけ、公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高め合うとともに、関係機関と連携しながら、地域のすべての子どもや子育て家庭を支援しています。

(1) 保育所・認定こども園

	名 称	定 員	所 在 地	電話番号
	直 来 保 育 園	90	直来町5丁目2番地	881-4750
	軍 水 保 育 園	100	軍水町1丁目54番地の2	833-8733
	新 開 保 育 園	90	新開町24番119号	882-0991
※	黎 明 保 育 園	226	河岸町3丁目36番地	811-7052
	た ん ぽ ぼ 保 育 園	80	洲山町3丁目44番地	841-0902
	こ す も す 保 育 園	110	初日町2丁目26番地	834-0081
※	豊 岡 保 育 園	96	内方町2丁目4番地	841-9545
	ま こ と み ず ほ 保 育 園	90	前田町1丁目1番地の9	853-3009
	若 葉 保 育 園	120	甲山町1丁目32番地	841-5975
	中 山 保 育 園	60	中山町2丁目27番地の2	851-2414
	大 法 寺 愛 児 園	72	雁道町2丁目17番地	881-0151
	ち ば な 保 育 園	90	直来町5丁目5番地	881-7685
※	お 茶 の 花 こ ど も 園	79	彌富通4丁目45番地	831-7588
※	す ず ら ん 幼 児 園	96	白龍町1丁目61番地	841-6901
※	新 瑞 幼 児 園	126	姫宮町2丁目48番地	851-0663
※	天 使 保 育 園 本 園	63	苗代町19番23号	811-3503
※	天 使 保 育 園 分 園	20	花目町2丁目27番地の1	822-1035
	さ ざ ん か 保 育 園	40	村上町2丁目9番地	841-5743
	日 向 さ く ら 保 育 園	60	日向町2丁目13番地	838-9261
	な な く さ 保 育 園	60	井の元町168番地	833-7811
	と う え い 保 育 園	120	東栄町2丁目1番地の1	853-1081
	い く み 保 育 園	60	弥富通3丁目32番地の1	836-8811
	み ず ほ 白 百 合 保 育 園	60	瑞穂通2丁目14番地	680-7408
	は な 保 育 園 せ き と り	60	関取町135番地	746-1557
	ウィズブック 保 育 園 新 瑞 橋	60	石田町1丁目58番地	715-8655
	こどもの園もくれん 北 原	60	北原町1丁目33番地2	888-9114
	アイグラン 保 育 園 初 日 町	60	初日町1丁目33番地	848-9570
	は な 保 育 園 ほ り た 通	60	堀田通7丁目15番1	871-1010
	弥 富 幼 稚 園	213	岳見町4丁目41	831-0762
※	旭 キンダー の 丘 幼 稚 園	224	田辺通3丁目20番地	832-5801

※ 認定こども園

(令和8年4月1日現在)

(2) 小規模保育事業

名古屋市が認可する定員20名未満の小規模保育施設で、3歳未満の乳幼児を保育します。

名 称	定 員	所 在 地	電話番号
リ ー ゴ 八 勝 通	12	八勝通1丁目14番地の4	861-7258
リ ー ゴ 新 瑞 橋	12	彌富通1丁目41番地	836-7122
スマイスセレソン 保 育 室 瑞 穂	12	豊岡通3丁目49番地	680-7843
コ ッ コ ち ゃ ん ル ー ム	19	田辺通4丁目25番地	836-7090
ALL4KIDS チャイルドケア 穂 波 園	19	内浜町4番8号	626-4006
memorytree 保 育 室 瑞 穂 通 園	19	瑞穂通3丁目13番地の2	890-7041
海 の う た 保 育 室 瑞 穂 園	19	惣作町2丁目3番地	882-5580
スクルドエンジェル 保 育 室 弥 富 通 園	19	弥富通5丁目9番地	893-6382

(令和8年4月1日現在)

(3) 事業所内保育事業

事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもとと一緒に保育します。

名 称	定 員	所 在 地	電話番号
Peace Baby Station 瑞 穂	8	大喜新町1丁目12番地	881-1070

(令和8年4月1日現在)

(4) 子育て支援事業

○子育て総合相談窓口(保健センター) ☎ 837-3285

○地域子育て支援センター

・天使保育園☎822-1021 ・軍水保育園☎833-8836 ・こすもす保育園☎834-0081

○エリア支援保育所 ・軍水保育園☎833-5500 ・直来保育園☎881-2676 ・新開保育園☎882-3636

4 子どもの遊び場

「どんぐりひろば」の遊具等の整備、「児童遊園地」の遊具等の整備に対する補助など、地域組織(町内会、子ども会、民生委員児童委員協議会等)の理解と協力により、子ども達の遊び場の整備普及を図っています。

(1) 設置基準

事 項	児童遊園地	どんぐりひろば
面 積	200㎡以上700㎡未満	30㎡以上700㎡未満
管 理 者	設置を希望する地元の個人又は団体	同左
借地期間	3年以上(無償)	1年以上(無償)
遊 具	遊具選定について制限はないが、 1種類以上の遊具の設置が必要	市が整備する遊具は、低鉄棒・砂場のみ
市の費用負担	新設 総経費の8/10(限度40万円)	市の基準遊具等については 全額市負担
	補修 〃 (限度16万円)	
税の減免	固定資産税、都市計画税が免除されます。	

(2) 令和8年度 どんぐりひろば一覧表

番号	遊び場名	所在地	学 区	面 積 ㎡
1	さ つ ま	本願寺町1丁目48番	高 田	117
2	牛 巻	新開町1105番	堀 田	287
3	河 岸	河岸町4丁目40番	井戸田	250
4	岳 見	岳見町6丁目35番16	弥 富	140

(3) 令和8年度 児童遊園地一覧表

番号	遊び場名	所在地	学区	面積 m ²
1	西白砂	白砂町2丁目51番	中 根	446
2	中電なかよし	片坂町1丁目40番1,48番	弥 富	949
3	中電仲よし	松園町1丁目22番	弥 富	476
4	牛巻子ども	大喜新町1丁目4番7	高 田	165
5	高田学区東部	本願寺町1丁目48番	高 田	200
6	東中根北部	彌富通4丁目41番	弥 富	442
7	八劔社	御劔町2丁目28番	御 劔	300
8	センチュリー	浮島町1202番	穂 波	567

5 留守家庭児童の健全育成（学童保育）

保護者の就労等のため、留守家庭児童が増加しています。そこで、児童館においては、これらの児童(小学校1年～6年)の健全育成事業として、健全な遊びを通して正しい生活習慣を身につけるよう指導にあたるとともに、季節にあった行事等を行っています。(下校時～概ね午後7時)

また、留守家庭の児童を育成する団体に対し、助成金を交付するほか、必要に応じて児童専用室を設置するなど、この事業の推進を図っています。(小学校1年～6年が対象)

瑞穂区内の留守家庭児童育成会(学童保育所)一覧

(令和8年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
① 瑞穂児童館留守家庭児童クラブ ※	萩山町1丁目22番地	852-2229
② 瑞穂学童保育所	本願寺町2丁目56番地	851-8173
③ 第二瑞穂学童保育所	本願寺町2丁目75番地の3	851-8173
④ あさがお学童保育所A	洲山町3丁目43番地	842-0807
⑤ あさがお学童保育所B	洲山町3丁目43番地	842-0807
⑥ あさがお学童保育所C	洲山町2丁目24番地の6	842-0807
⑦ 汐路学童保育所	洲雲町4丁目60番地の6	853-3045
⑧ 第二汐路学童保育所	田辺通1丁目22番地の1	750-8719
⑨ 弥富第一学童クラブ	田辺通6丁目10番地の2	832-6010
⑩ 東中根学童クラブ	井の元町124番地の2	831-0994
⑪ 穂波子ども広場	神穂町6番15号	821-5000
⑫ 御劔どろんこクラブ	御劔町3丁目37番地	872-6646
⑬ 陽明学童保育所	下山町1丁目92番地	861-0800
⑭ 西中根学童クラブ	中根町3丁目1番地	887-9354
⑮ やとみ学童クラブ	師長町85番地の1	880-6553

※ 瑞穂区社会福祉協議会へ事業委託

6 子ども会

子ども会活動は、地域において子どもたちの心身の健全な育成を図る重要な活動です。

区内には73※の子ども会が結成されており、これらの子ども会の活発な活動を推進するため、助成金交付等各種施策を実施しています。 ※R8.5月1日現在で助成金交付申請があった子ども会の数

なお、区子ども会育成者組織である、瑞穂区地域子ども会育成連絡協議会には、2学区、29の子ども会（令和8年4月1日現在）が加盟しています。

主な事業(令和7年度)

開催日	曜日	事業名	開催場所
5月18日	日	全市一斉交通安全キャンペーン	井戸田学区妙音通駅付近
10月19日	日	名古屋まつり 子どもみこしパレード	市役所～栄
11月16日	日	リーダー養成事業(リンゴ収穫体験)	三和観光農園
1月18日	土	学区交流行事(ボーリング大会)	名古屋グランドボウル
3月18日	水	区子連だより第33号発行	

ひとり親家庭等

社会的にも経済的にも弱い立場に置かれている場合が多いひとり親家庭の生活の安定と向上のために、母子及び父子並びに寡婦福祉法を中心として各種施策を実施し、ひとり親家庭の福祉の向上を図っています。さらに、児童が成人したことにより寡婦になった者についても、同法に基づき各種施策が行われています。

また、児童扶養手当法に基づく手当や、県の遺児手当及び市ひとり親家庭手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図っているほか、家事介護サービス事業など各種福祉サービス事業も実施しています。

1 母子父子寡婦福祉に関する実施機関等

(1) 社会福祉事務所

母子・父子家庭及び寡婦の実状の把握や福祉に関する相談、調査・指導などの業務のほか、経済的な援護として、各種手当の支給受付、母子福祉資金等の貸付を行っています。

(2) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭及び寡婦の身上相談に応じたり、その自立に必要な指導を行うため専門職員として、福祉事務所に配置されています。

(3) ひとり親家庭応援専門員

ひとり親家庭に対し、専門的な相談指導を行うとともに、母子父子自立支援員と連携して、就業支援やひとり親家庭の生活全般についての相談支援を行っています。

2 児童扶養手当

ひとり親家庭(父または母が重度の障害にある場合を含む)及び両親のいない家庭で、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で一定の障害の状態にある者)を養育している方に対して、次のとおり支給されます。(ただし、一定の所得制限があります。)

◆ 児童 1人目(令和8年度)

月額48,050円(所得による一部支給の場合 48,040円～11,340円)

◆ 児童 2人目以降【1人につき】(令和8年度)

月額11,350円(所得による一部支給の場合 11,340円～5,680円)

◆ 児童扶養手当支給状況

(令和8年4月現在)

区 分	受給世帯数	受給児童数
計	541世帯	770人

3 名古屋市ひとり親家庭手当

ひとり親家庭(父または母が重度の障害にある場合を含む)及び両親のいない家庭で、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育している方に対して支給されます。(ただし、一定の所得制限があります)

◆手当月額・・・児童1人につき

全額支給の場合	1年目 9,000円	一部支給の場合	1年目 4,500円
	2年目 4,500円		2～3年目 3,000円
	3年目 3,000円		

◆名古屋市ひとり親家庭手当支給状況

(令和8年4月現在)

区 分	受給世帯数	受給児童数
計	149 世帯	232 人

4 愛知県遺児手当

名古屋市ひとり親家庭手当とほぼ同様の趣旨、対象、制限で手当が支給されます。

◆手当月額・・・児童1人につき 4,350円(支給開始から1～3年目)、2,175円(4～5年目)

◆県遺児手当支給状況

(令和8年4月現在)

区 分	受給世帯数	受給児童数
計	204 世帯	306 人

5 母子父子寡婦福祉資金

ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、母子父子福祉資金の貸付を行っています。

また、寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、寡婦福祉資金の貸付を行っています。

6 その他の援護

(1) ひとり親家庭休養ホーム事業

「休養温泉ホーム松ヶ島」のほか、国民宿舎などの宿泊施設や日帰り施設を指定し、基本料金や入場料等を市が負担します。

利用件数(令和7年度): 日帰り 33件、宿泊 3件

(2) ひとり親家庭等生活支援事業

児童、ひとり親家庭の母等及び同居している当該児童の祖父母、寡婦及び同居している当該寡婦の父母が、病気などにより、一時的に日常生活に支障がある世帯、ひとり親家庭となって3年以内であり、かつ、家事、介護その他の日常的な援助が必要である世帯、未就学児のいるひとり親家庭であり当該ひとり親家庭の母等が就業上の理由で帰宅が遅くなる世帯にヘルパーを派遣して、調理、洗濯、掃除などの家事や、食事や入浴などの介護を行います。

件数(令和7年度): 生活援助 5件、子育て支援 4件

(3) 子どものショートステイ事業

保護者が病気、出産、看護、災害等の社会的事由により、家庭において児童の養育が困難となった場合、原則として一週間を限度として、乳児院・児童養護施設・里親宅で養育を行います。

件数(令和7年度): 28件 (延べ143日、6世帯)

障害者福祉

身体障害、知的障害及び精神障害があっても、安心して生活をする事ができるよう、様々な施設福祉サービスや在宅福祉サービスの提供を決定するとともに、自立と社会参加を促進するために各種の施策を障害者基本計画に基づいて実施しています。

1 障害者福祉の機関

障害者福祉の実施機関としては、社会福祉事務所、保健センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、中央療育センター、精神保健福祉センターがあります。協力機関としては、障害者基幹相談支援センター、身体障害者相談員、知的障害者相談員と民生委員・児童委員等があります。

(1) 社会福祉事務所（区役所福祉課）、保健センター

障害者の福祉に関し、相談を受けた障害者の生活の実情、環境等を把握し、自立と社会参加の援助を行います。

(2) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、中央療育センター、精神保健福祉センター

身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対して自立支援医療や補装具の交付に必要な医学的判定、心理学的判定を行っています。

(3) 障害者基幹相談支援センター

在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援し、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉施策に関する情報提供や、生活ニーズに応じた福祉サービスの利用援助、関係機関の紹介・調整などの援助を行っています。

(4) 相談支援事業者

障害者総合支援法に規定している指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業者は、居宅で生活している障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等を行っています。

(5) 身体障害者相談員、知的障害者相談員

市長の委託を受けた相談員が、障害者の生活向上の問題など身近な相談に応じています。

2 手帳制度

(1) 身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能に障害のある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。

(2) 愛護手帳

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）の区分があります。

※ 最重度（概ね I Q 20以下） ※ 中 度（概ね I Q 36～50）

※ 重 度（概ね I Q 21～35） ※ 軽 度（概ね I Q 51～75）

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病及びその他の精神疾患の全てが対象となりますが、知的障害は含まれません。手帳の等級は、障害の程度により1級から3級までの区分があります。

3 各種手当

【令和8年度】

手当の種類	支給要件	支給月	支給金額
特別児童扶養手当 (20歳未満の子の親)	<1級> ・重度の知的障害（愛護手帳1・2度と3度の一部） ・重度の身体障害（おおむね1・2級）	4、 8、	55,350円
	<2級> ・中度の知的障害（愛護手帳3度） ・中度の身体障害（おおむね3級及び4級の一部）	1 1 月	36,860円
障害児福祉手当 (20歳未満)	<1号>（常時要介護） ・身障手帳1・2級かつ愛護手帳1・2度	2、 5、 8、 1 1 月	29,340円
	<2号>（常時要介護） ・愛護手帳1度 ・身障1,2級で全面介助を要する者 ・身障1,2級で進行性筋萎縮症の者 ・自閉症候群と診断された者		22,090円
	<3号>（常時要介護） ・上記1号、2号に該当しない愛護手帳2度 ・身障1・2級の者		16,840円
	<4号>（常時要介護） ・政令で定める障害を有する者		15,690円
	<5号-1> ・1号該当で所得制限超過者及び障害を支給事由とする給付（年金）受給者		13,840円
	<5号-2> ・2号該当で所得制限超過者及び障害を支給事由とする給付（年金）受給者		15,340円
特別障害者手当 (20歳以上)	<1種>（常時特別介護） ・身障1・2級かつ愛護手帳1・2度	2、 5、 8、 1 1 月	40,690円
	<2種>（常時特別介護） ・愛護手帳1・2度 ・身障1・2級		34,890円
	<3種> ・上記以外の常時特別な介護を要する在宅重度心身障害者		33,840円
愛知県在宅重度障害者手当	<1種> ・身障1・2級かつ愛護手帳1・2度	4、 8、 1 2 月	15,500円
	<2種> ・身体障害者手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度 ・身障手帳3級かつ愛護手帳3度		6,750円
重度障害者（児）給付金	毎年11月1日現在における愛知県在宅重度障害者手当等の11月分の支給対象者	年額	20,000円

※ 全て所得制限・支給制限あり（ただし、障害児福祉手当の5号-1，5号-2を除く）

4 心身障害者扶養共済事業

心身障害児(者)の保護者が死亡したり重度障害者となったりした場合に、年金を支給して心身障害児(者)の生活の安定を図ることを目的とした、心身障害者扶養共済事業を行っています。

◆年金の額 月額1口 20,000円(2口まで加入でき、2口 40,000円)

◆掛金の額 加入時の年齢により1口月額9,300円から23,300円まで幅があります。(新規加入の場合)

5 障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)は、障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む。))・一定範囲の難病)にかかわらず、全国共通の仕組みで行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により障害のある方の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「自立支援給付」は、個々の障害のある方の状況に応じて必要な支援の度合や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」のほか、「地域相談支援給付」「計画相談支援給付」「補装具」「自立支援医療」により構成され、「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に分けられます。

(1) 障害福祉サービスの種類

- | | |
|------------|--|
| 1 介護給付 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所(ショートステイ)・生活介護・療養介護・施設入所支援 |
| 2 訓練等給付 | 自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助 |
| 3 地域相談支援給付 | 地域移行支援・地域定着支援 |
| 4 計画相談支援給付 | 障害福祉サービスを利用する方の意向を踏まえ、適切な障害福祉サービスの利用となるよう指定特定相談事業者にサービス等利用計画案の作成、サービス事業者等の連携調整、一定期間ごとのサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを依頼し、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図ります。 |

(2) 障害福祉サービスの基本的な手続きの流れ

1 相談・情報収集

居宅介護や施設などの利用を希望されるときは、区役所福祉課または障害者基幹相談支援センターが相談の窓口になります。

2 利用申請

具体的な利用希望のサービスが決まったら、福祉課にサービス利用の申請をしていただきます。
必要に応じて指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成を行います。

3 80項目の認定調査

心身の状況などについて調査を行います。

4 障害支援区分の認定

3で行った調査と医師の意見書に基づいて、障害者の保健、福祉に関する学識経験を有する委員で構成される審査会での審査・判定を受け、障害支援区分の認定を行います。

訓練等給付、同行援護(障害支援区分認定を希望しない場合に限る。)、地域相談支援給付のみ(またはこれらの組合せのみ)の支給決定の場合、認定は行いません。

5 サービス等利用計画等の作成

適切な障害福祉サービスの利用となるよう、目標などを定めた計画(サービス等利用計画等)を作成します。サービス等利用計画案の作成は、指定特定相談支援事業者に依頼することができ、その場合、障害福祉サービス利用のための支援や調整を併せて依頼することができます。

6 サービス等利用計画案の提出

作成したサービス等利用計画案を福祉課に提出します。

7 支給決定

サービスの利用意向、介護を行う親族等の状況をお聴きした上、サービス等利用計画案や障害支援区分を踏まえて、福祉課で障害福祉サービスの内容、支給期間を決定します。

なお、福祉課で作成した支給決定案(必要なサービスの支給量)が基準を超える場合は、審査会の意見を聴いた上で支給決定を行います。

利用者負担の上限額も決定します。

8 受給者証交付

支給が決定した方に受給者証を交付しています。

9 サービス利用計画の作成

サービス等利用計画案に基づいて、指定特定相談支援事業者を中心に、サービスの利用を希望する事業者や施設とその利用方法を調整し、サービス等利用計画を作成します。

10 指定事業者・施設への申込・契約

サービス等利用計画に基づき、事業者や施設に利用を申し込み、サービス利用に係る契約を交わします。

11 サービスの利用、利用者負担額の支払

契約に基づいてサービスを利用し、サービスの利用に要する費用のうち利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

12 モニタリングの実施

定期的に指定特定相談支援事業者により、サービスの利用状況等の確認が行われます。

6 障害者差別解消法、条例

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、平成28年4月1日に施行されました。名古屋市におきましては、名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例が平成31年4月1日に施行されました。

この条例は、障害者差別解消の推進に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的としています。

そして、障害を理由とする差別の禁止として、次のように不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を定めています。

不当な差別取扱いの禁止	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことをしてはいけません。 市、民間事業者ともに義務が課せられます。
合理的配慮の提供	障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。 市には義務が、民間事業者には努力義務が課せられます。

障害を理由とする差別の相談について、地域の窓口として、区役所福祉課、保健センター保健予防課及び障害者基幹相談支援センターがあります。また、名古屋市総合社会福祉会館内に名古屋市障害者差別相談センターが開設されています。

7 その他の主な施策

施策等	概要
自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害者が更生するために必要な場合、指定の医療機関において適切な医療が受けられる。
自立支援医療(精神通院)の給付	通院による治療に要する医療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。
特定医療費助成制度(指定難病)	難病の患者に対する適切な医療を確保するとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。
小児慢性特定医療	長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図る。
補装具の交付・修理	身体の障害を補い、より容易に日常生活を営むことができるよう、義肢、車椅子、補聴器などを交付・修理する。
日常生活用具の給付	重度身体障害者の日常生活を容易にするため、浴槽、便器等を給付する。
障害者住宅改造補助事業	障害者の住宅環境を改善するため住宅改造相談を行うとともに、改造等に必要となる費用を80万円(ただし、浴室、便所、その他の工事箇所別に50万円、また、介護保険の住宅改修を含む場合60万円)を限度に助成する。
福祉電話・福祉ファックスの貸与	障害の程度により、現に電話を設置していない低所得世帯にコミュニケーションや緊急連絡の手段の確保を図るため貸与する。
緊急通報事業(あんしん電話)	外出困難なため、緊急時に連絡手段の確保が困難な者で、障害程度が1・2級のみの世帯及びそれに準ずる世帯に属する者に緊急通報体制を確保する。

戦傷病者、戦没者遺族等の援護

戦没者遺族をはじめ、軍人、戦傷病者、未帰還者留守家族等の援護については国、県が事務を担当していますが、区は援護の窓口としての事務を取り扱っています。

1 戦没者の遺族に対する特別弔慰金（第12回）

(1) 支給対象

戦没者等の死亡当時の遺族等で、令和7年4月1日現在、公務扶助料・遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
4. 戦没者等の死亡前1年以上生計関係があった三親等内の親族（甥、姪等）

(2) 支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債（毎年5万5千円ずつ償還されます）

(3) 申請期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

高齢者福祉

高齢化が進む中、高齢者の福祉は重要で切実な課題となっています。平成12年4月から介護保険制度が始まりましたが、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせるよう介護保険以外にも数々の施策が実施されています。

また、高齢者の知識、経験、趣味を生かして、積極的に社会参加を促し、豊かな老後を過ごすことに資する施策も行われています。

1 高齢者人口

瑞穂区

各年4月1日現在

事 項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 口	107,259人	107,783人	108,786人
65歳以上人口	28,365人	28,395人	28,445人
高 齢 化 率	26.40%	26.34%	26.15%

※ 名古屋市（令和8年4月1日現在）

人口	2,308,602 人
65歳以上人口	576,673 人
高齢化率	24.98 %

瑞穂区学区別

令和8年4月1日現在 単位：人

項 目	人 口 (A)			65歳以上人口 (B)			高齢化率 B/A (%)
	総 数	男	女	総 数	男	女	
御 劔	6,936	3,438	3,498	1,967	862	1,105	28.4%
高 田	6,932	3,447	3,485	1,904	857	1,047	27.5%
堀 田	6,523	3,150	3,373	1,975	817	1,158	30.3%
穂 波	8,642	4,447	4,195	2,272	1,030	1,242	26.3%
井戸田	7,362	3,551	3,811	1,923	839	1,084	26.1%
瑞 穂	10,710	5,110	5,600	3,039	1,280	1,759	28.4%
豊 岡	8,583	4,107	4,476	2,137	925	1,212	24.9%
中 根	13,049	6,275	6,774	3,042	1,352	1,690	23.3%
弥 富	11,219	5,497	5,722	3,047	1,336	1,711	27.2%
陽 明	13,873	6,532	7,341	3,760	1,599	2,161	27.1%
汐 路	14,957	6,924	8,033	3,379	1,442	1,937	22.6%
計	108,786	52,478	56,308	28,445	12,339	16,106	26.1%

※ 上記は公簿（住民基本台帳）上の数値を使用しており、国勢調査に基づく推計人口とは異なります。

2 高齢者世帯

(1) ひとり暮らし高齢者

各年4月1日現在 単位：人

区 分	令和6年	令和7年	令和8年
瑞穂区	5,480	5,656	5,708
名古屋市	114,086	116,850	119,014

※ 各年度の高齢者世帯実態把握調査より

(2) 高齢者のみ世帯（75歳以上）

各年4月1日現在 単位：世帯

区 分	令和6年	令和7年	令和8年
瑞穂区	1,598	1,712	1,741
名古屋市	32,513	34,033	35,129

※ 各年度の高齢者世帯実態把握調査より

※ 高齢者世帯実態把握調査

市内のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみで構成された世帯について、書面調査及び民生委員・児童委員に依頼し訪問調査を毎年9～11月頃実施。調査結果は、高齢者施策の基礎資料、災害発生時の要配慮者の安否確認のための資料として使用します。

※ 高齢者福祉相談員

65歳以上のひとり暮らしの方や、75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、生活や福祉、一身上の問題などの相談を行うため、区役所に高齢者福祉相談員を配置し、訪問活動を行っています。

3 老人クラブ （なごやかクラブ瑞穂）

老人クラブは、健康づくり、仲間づくりを目的とし、各地域の町内単位、おおむね60歳以上の会員で構成される自主組織です。区内の老人クラブの学区間での連携、相互の親睦を図るため、瑞穂区老人クラブ連合会”なごやかクラブ瑞穂”が組織され、各種行事の企画運営等を行っています。

瑞穂区

各年4月1日現在

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
老人クラブ数	81	71	68	65	63	61
老人クラブ会員数	3, 135	2, 635	2, 510	2, 405	2, 296	2, 216

令和7年度 瑞穂区老人クラブ連合会 主な行事

実施月	行 事 名	
4月	理事会	
5月	理事会	5/20区老連総会、5/30代表者等研修会（美浜原子力センター）
6月	理事会	※6/3 Gゴルフ大会雨天中止
7月	理事会	7/16長寿を楽しむ会（長島）、7/30代表者等研修教養講座
9月	理事会	9/20一斉清掃活動
10月	理事会	10/1女性リーダー研修会（桑名・大垣）、10/28～趣味の作品展
11月	理事会	11/25カローリング大会
12月	理事会	12/17寿大学、12/20一斉清掃活動
1月	理事会	1/21新春演芸会
2月	理事会	
3月	理事会	

4 敬老バス

多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、本市に居住し、住民登録がされている65歳以上の方を対象として交付しています。

適用対象	市営交通機関(市バス・地下鉄)、メーグル(なごや観光ルートバス)、ゆとりーとライン、あおなみ線、上飯田連絡線の上飯田駅～味鋺駅区間 ※令和4年2月から、名鉄、近鉄及びJR東海の鉄道並びに名鉄バス及び三重交通の路線バスで、原則、市内運行区間が適用の対象になりました。
負担金	本人及び世帯の合計所得金額により、年間1,000円、3,000円、5,000円の3区分に分かれます。
その他	令和4年2月から、有効期間内に利用できる回数が730回までにになりました。

交付件数及び交付率 令和7年12月末時点

	令和7年度	
名古屋市	311,798人	54.1%
瑞穂区	16,549人	58.2%

5 敬老祝金の支給

長年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対して、感謝の意を表し、昭和47年度から敬老金を支給しています。

- ・数え100歳の方 30,000円
- ・数え88歳の方 3,000円

9月中旬に、対象者の方あて郵送で口座振込依頼書をお送りします。

6 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、区としても主体的に取り組んできました。今後も、要介護認定率が上昇し介護給付費が急増する85歳以上人口は、2035年頃まで一貫して増加していくことから、地域包括ケアシステムを区の実情に応じてさらに深化・推進させていく必要があります。

瑞穂区では、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア等様々な機関の構成員で組織する「瑞穂区地域包括ケア推進会議」を設置しています。瑞穂区地域包括ケア推進会議は、瑞穂区における地域包括ケアシステム構築の推進母体であり、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において、自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行っています。

また、令和6年度から地域包括ケアシステムの連携事業として、「重層的支援体制整備事業」が始まりました。複雑化・複合化する福祉の支援ニーズに対応するため、包括的相談支援、多機関協働、アウトリーチ、参加支援等の事業に取り組み、高齢・障害・子ども・生活困窮等、対象者の属性や世代を問わない、誰一人取り残さない支援体制の実現を目指します。

介護保険

1 制度の概要

介護保険制度は、家族の介護負担を軽減し、介護の問題を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月に創設されました。高齢者が住み慣れた家庭や地域で、能力に応じて自立した日常生活が送れるよう支援するものです。(医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方で、主に加齢に伴う特定疾病がある方も含みます。)利用するサービスには、要介護・要支援認定を受ける必要があるもの、「基本チェックリスト」に回答し、介護予防・生活支援サービス事業対象者となる判定を受けた方が利用できるもの、すべての高齢者(65歳以上の方)が利用できるものがあります。

(1) 介護保険サービスと総合事業

区 分	介護保険サービス		総合事業	
事 業	介護サービス	介護予防サービス	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
対象者	要介護の認定を受けている方	要支援の認定を受けている方	要支援の認定を受けている方 事業対象者	65歳以上のすべての方
サービスの内容	・施設入所 ・介護付有料老人ホーム入居 ・訪問介護(ホームヘルプ) ・通所介護(デイサービス) ・短期入所(ショートステイ) ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修 ・配食サービス	など	・訪問サービス ・通所サービス ・配食サービス	・いきいき教室 ・認知症予防教室 ・高齢者はつらつ長寿推進事業 ・なごや健康カレッジ ・高齢者サロン など

※「総合事業」とは、「介護予防・日常生活支援総合事業」を省略した呼び方です。

※「事業対象者」とは、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」を省略した呼び方です。

(2) サービス利用者の定義

要介護者・・・ねたきり、認知症などで日常の生活動作に介護が必要な方。介護サービスの利用が可能。

要介護1～5まであり、数字が大きいほど、より介助量が多くなる。

要支援者・・・家事や身支度などの日常生活に支援が必要な方。介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の利用が可能。要支援1・2の分類がある。

事業対象者・・・基本チェックリストによる判定(65歳以上のみ)で、介護予防や生活支援が必要とされた方。

(3) サービスの利用

◆居宅での生活を希望される場合

・居宅介護支援事業者(要介護者の場合)や、いきいき支援センター ※(要支援者・事業対象者の場合)に依頼して、ケアプランを作成してもらいます。

・ケアプランに沿ってサービスを受け、その費用の1割～3割は利用者が負担します。

※要介護・要支援認定申請をされた方や事業対象者には、利用者負担割合(1割～3割)が記載された介護保険負担割合証を交付。

◆施設での生活を希望される場合

・施設へ直接申し込み。介護サービス費、滞在費・食費のほか、日常生活に要する実費がかかります。

※ いきいき支援センター（地域包括支援センター）

高齢者の身近な相談窓口として、すべての市町村に地域包括支援センターが設置されています。
名古屋市では、より親しみが持てるよう「地域包括支援センター」のことを「いきいき支援センター」という愛称で呼んでいます。瑞穂区内には、分室も含め3か所設置されています。

いきいき支援センターには、社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師などが配置されており、それぞれが専門性を活かしながら、一つのチームとして業務にあたります。

実際の業務としては、介護予防に関することや、要支援1、2の方・事業対象者の方のサービス利用のためのケアマネジメント、高齢者虐待や権利擁護に関する相談のほか、認知症高齢者を介護する家族への支援事業などを行っています。

(4) 介護サービス、介護予防サービスの種類

◇印のサービスは要介護の方のみが対象です。
ただし、認知症高齢者グループホームは要支援2の方も対象となります。

＜在宅系サービス＞

（家庭で利用するサービス）	内 容
◇訪問介護	ホームヘルパー等が家庭を訪問して介護や家事などを行う
◇夜間対応型訪問介護	ホームヘルパー等が夜間に訪問して介護を行う
・訪問入浴介護	入浴車で訪問して入浴の介護を行う
・訪問看護	看護師等が訪問して療養上のお世話などを行う
・訪問リハビリテーション	専門職が訪問してリハビリテーションを行う
◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が連携し、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う
・居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が訪問して療養上の管理や指導を行う
・福祉用具の貸与	スロープ、歩行補助つえなどの貸し出しを行う

（日帰りで通うサービス）	内 容
◇通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどの施設で食事や入浴などの介護を受ける
・通所リハビリテーション	施設などへ通い、リハビリテーションを行う
・認知症対応型通所介護	認知症の方を対象としたデイサービス
・地域密着型通所介護	定員が18名以下の小規模な通所介護施設で介護を受ける

（短期入所サービス）	内 容
・短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへ短期間入所する
・短期入所療養介護	介護老人保健施設などへ短期間入所する

（その他のサービス）	内 容
・小規模多機能型居宅介護	一つの事業所が、通いを中心として必要に応じ、泊まりや訪問を組み合わせてサービスを提供する
◇看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスと訪問看護を組み合わせてサービスを提供する
・特定福祉用具購入費の支給	腰掛便座、入浴補助用具（いす、手すり等）の購入費の一部を支給
・住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消などの費用の一部を支給する
◇生活援助型配食サービス	利用者の居宅に食事を配達するとともに、本人の安否確認を行う（必要な場合には、関係機関などへ連絡を行う）

<施設・居住系サービス>

(施設に入所するサービス)	内 容
◇介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、家庭での介護が困難な、ねたきりや認知症の方が入所して介護を受ける。原則、要介護3以上
◇地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	定員29名以下の特別養護老人ホーム。原則、要介護3以上
◇介護老人保健施設	比較的病状が安定し、介護や看護を必要とする方が入所し、医学的管理のもとでの介護やリハビリテーションなどを受ける
・特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどの入所者が、介護やリハビリテーションを受ける
◇地域密着型特定施設入居者 生活介護	定員29名以下の小規模の特定施設（有料老人ホームなど）で、介護やリハビリテーションを受ける
◇認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症の方が、少人数で共同生活を営みながら、介護やリハビリテーションを受ける
◇介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受ける

※短期利用が可能な施設もあります。

(5) 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の種類

(家庭で利用するサービス)	内 容
訪問 サービス	予防専門型
	生活支援型
	地域支えあい型
	訪問介護事業所による身体介護や生活支援。 内容は、介護予防サービス（要支援）と同じ
	NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援。 一定の研修を受講したスタッフが派遣される
	住民ボランティアによるゴミ出しや電球の交換等、日常のちょっとした困り事についての生活支援。 ※地域支えあい事業に取り組んでいる学区の方のみ利用可能

(日帰りで通うサービス)	内 容
通所 サービス	予防専門型
	ミニデイ型
	運動型
	デイサービスセンターでの機能訓練や入浴、食事の介護等。 内容は、介護予防サービス（要支援）と同じ
	デイサービスセンター等での「なごや介護予防・認知症プログラム」による機能訓練
	デイサービスセンターやフィットネスクラブ等で、転倒を予防し、足腰の筋力を保つための軽い運動を行う

(その他のサービス)	内 容
生活支援 サービス	自立支援型配食サービス
	利用者の居宅に食事を配達するとともに、本人の安否確認を行う。 必要な場合には、関係機関などへ連絡を行う

(6) 一般介護予防事業 (総合事業)

65歳以上のすべての方が利用できます。保健センターや福祉会館、社会福祉協議会等で介護予防の知識を学び、地域の身近な場所で介護予防の活動を継続できるよう支援します。

(サロン・教室)	内 容
いきいき教室	保健センター等で、専門職による介護予防に関する講演や教室を開催
認知症予防教室	福祉会館で、認知症予防に役立つ知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーの養成を行う
高齢者はつつつ長寿推進事業	コミュニティセンター等で、レクリエーションなどを通じ、仲間づくりの支援を行う
高齢者サロン	高齢者が身近な場所で集える場（サロン）を増やすため、区社会福祉協議会が、開設の相談を受けたり運営の助成を行う等している

2 介護保険料

介護保険制度の運営に必要な財源は、国、都道府県、市区町村が50%を負担し、残りの50%を介護保険被保険者に保険料として負担していただきます。介護保険料は、所得などに応じて次の18段階となっています。

【令和8年度】

保険料段階区分		年間保険料額
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	20,851円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万9千円以下の方	20,851円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万9千円を超え120万円以下の方	33,362円
第4段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える方	57,132円
第5段階	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税者があり、本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万9千円以下の方	70,893円
第6段階	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税者があり、本人の年金収入と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万9千円を超える方	83,403円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が80万円未満の方	87,574円
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	91,744円
第9段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	104,254円
第10段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	125,105円
第11段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	141,786円
第12段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上520万円未満の方	158,466円
第13段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	175,147円
第14段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	191,827円
第15段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	208,508円
第16段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	225,189円
第17段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	241,869円
第18段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が1,500万円以上の方	258,550円

※実際に納めていただく保険料は10円未満を切り捨てた額となります。

3 要介護・要支援被保険者数

瑞穂区

令和8年5月31日現在

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	要介護等認定率(1号)
872 人	1,379 人	852 人	1,189 人	908 人	730 人	470 人	6,400 人	21.8 %

名古屋市

令和8年5月31日現在

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	要介護等認定率(1号)
16,893 人	26,812 人	16,821 人	23,042 人	18,469 人	15,492 人	9,737 人	127,266 人	21.6 %



瑞穂区マスコットキャラクター みずほっぺ

社会福祉協議会

1 概 要

社会福祉協議会（略して「社協（しゃきょう）」といいます）は、社会福祉法の第 109 条に基づき「地域福祉の推進を図ること」を目的とし、地域の方や保健・医療・福祉の関係者やボランティアなどの協力を得て、行政機関とも連携・協働しながら、「福祉のまち」の実現を目指して活動を展開している民間の社会福祉団体です。

瑞穂区社会福祉協議会（区社協）は昭和 26 年 4 月に設立され、社会福祉団体・関係者の代表者などを構成員としてスタートしました。昭和 50 年代後半からは福祉風土づくりに取り組み、人口の高齢化など社会情勢の変化に伴い平成 2 年からは在宅福祉サービス事業展開をしてきました。

平成 6 年 4 月には、社会福祉法人格を取得し、平成 12 年 4 月には、在宅サービスの提供と地域福祉活動の推進拠点として、「瑞穂区在宅サービスセンター」を設置しました。

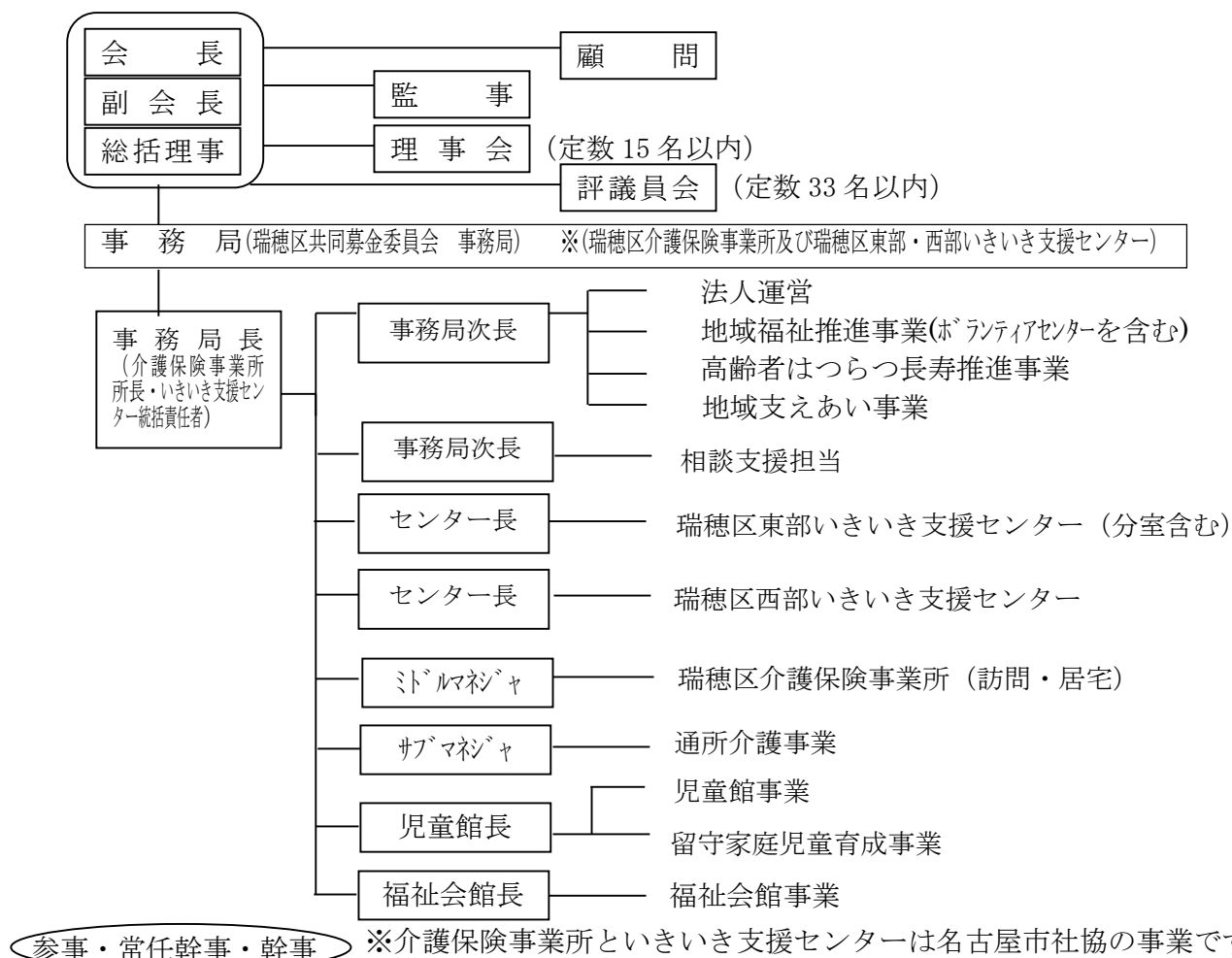
令和元年度に第 4 次瑞穂区地域福祉活動計画を公表し、地域が主体となった、地域における助けあい・支えあい活動の推進に計画的に取り組んでいます。

平成 18 年度からは、区内 2 か所の「いきいき支援センター」（平成 23 年 1 月に地域包括支援センターからいきいき支援センターに名称変更）を名古屋市から受託し（平成 22 年度より市社協事業）、高齢者の在宅生活への包括的な支援を行っています。なお、平成 24 年 7 月から東部いきいき支援センター分室を開設しました。

平成 23 年度から実施した「名古屋市シルバーパワーを活用した地域力再生事業」は平成 26 年度から「名古屋市地域支えあい事業」に移行され、現在 5 学区（御劔・高田・穂波・堀田・井戸田）において実施し、住民同士の支えあいの仕組みづくりを進めています。

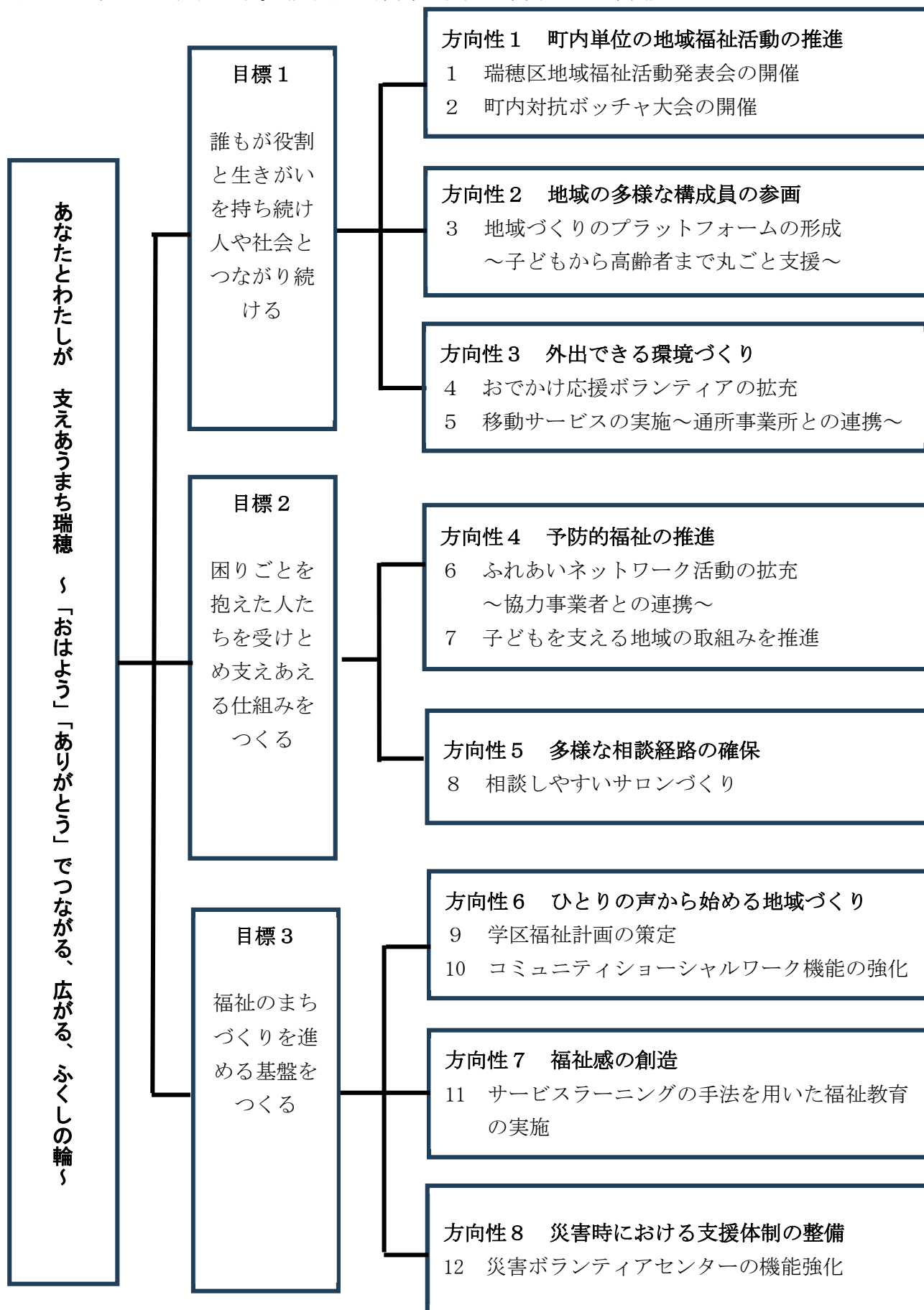
また、児童館・福祉会館の管理運営を令和 7 年度から令和 11 年度まで名古屋市から受託しています。

2 組 織



3 第5次瑞穂区地域福祉活動計画

地域の方とともに、いつまでも自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目的として策定した計画です。(計画実施期間：令和6年度～10年度)



4 重層的支援体制整備事業

事 項	内 容
相談支援	○制度の狭間の問題や 8050 世帯など複合的な課題を抱え、必要な支援が行き届いていない世帯の相談を属性や世代を問わず受け止め、必要に応じて他の相談支援機関と連携しながら支援を行います。
多機関協働	(1) 区連携会議（年 2 回）、重層的支援会議（年 4 回）、個別ケース会議・支援会議（随時）の開催 事業の推進方法の協議、支援プランの適切性の協議、支援世帯の情報共有と支援方法の検討・役割分担等を行う各種会議を開催します。 (2) みずほプラットフォーム会議の開催（年 6 回） 高齢・障がい・児童・生活困窮等の各分野の関係機関により構成し、制度の狭間のニーズや複合的な課題を抱える世帯への支援について協議・検討します。
アウトリーチ・参加支援	(1) 継続的なアウトリーチの実施 課題を抱えているが、何等かの理由により支援を求めることができない世帯等に対し、継続的な訪問支援を行います。 (2) つながりづくりの拠点「ほりたルーム マカロン」の開設 長期間のひきこもりの方、障がいの疑いがありコミュニケーションの課題がある方などの社会参加の準備の場を開設します。 (3) 参加支援メニューづくり 様々な問題により既存の社会参加に向けた事業の利用が難しい方について、本人のペース・ニーズに合わせた参加支援メニューづくりを行います。
事業周知、意見交換	○関係機関、推進協構成員、民生委員・児童委員、ふれあいネットワーク活動者、町内会長等へ事業説明と事例等を通じた意見交換を行います。

5 事業

地域福祉の推進を図るため、主に次の事業を行います。

(1) 社会福祉の広報・啓発

地域における社会福祉の振興のために必要な調査・研究や広報・啓発を行います。

① 広報紙の発行（みずほっと）

② Web サイトによる広報・啓発（<http://www.mizuho-shakyo.jp/>）

(2) 地域福祉推進協議会（推進協）事業の推進

住民が主体となって地域総ぐるみで福祉のまちづくりをすすめることを目的とした「地域福祉推進協議会」の活動を支援します。また、「推進協インタビュー」で把握した各学区の強みや課題を学区間で共有し横展開をすることで活動の活性化を図ります。

＜地域福祉推進協議会（推進協）とは＞

住民が主役となって地域福祉を進める団体で、各種関係団体の参加のもと各小学校区に設置されています。

【主な活動】 ふれあい給食会・ふれあいネットワーク活動・地域支えあいマップづくり・高齢者と子どもの交流会 など

(3) ふれあい給食サービス事業への支援

ひとり暮らし高齢者などを対象とした「ふれあい給食サービス事業」の支援を行います。

(4) ふれあい・いきいきサロン活動などの推進及び実施団体への支援

地域で孤立しがちな高齢者、子育て中の親、障がい者などを対象とした「ふれあい・いきいきサロン」の開設及び運営の支援を行います。

また、サロン実践者研修会を開催し、サロン運営者同士の交流や情報交換を行うことで質の向上を図ります。

さらに、子ども食堂・コミュニティ食堂のネットワークを構築し活動支援を行います。

(5) 名古屋市地域支えあい事業

地域住民の福祉活動への参加促進や住民主体で地域課題を解決することを目的に 5 学区（御劔、高田、穂波、堀田、井戸田）で実施します。（市からの受託事業）

(6) ボランティア活動の振興（瑞穂区社協ボランティアセンター）

ボランティアセンターを設置し、地域福祉活動への住民参加の拡充を図ります。また、高齢者や障がい者など一人で外出することが困難な方への外出支援として「おでかけ応援ボランティア」活動を拡充します。なお、大規模災害時には、区役所、名古屋みずほ災害ボランティアネットワークと協働し災害ボランティアセンターを運営します。

(7) 高齢者はつらつ長寿推進事業

地域ぐるみの介護予防事業として、地域・ボランティアの協力を得ながら 8 会場で開催します。また、事業終了後の参加者の自主活動、地域活動を促進するため組織化支援、活動支援を行います。（市からの受託事業）

(8) 福祉関係団体などへの事業助成

社会福祉活動の振興を図るため、福祉関係団体、ボランティア団体や福祉活動を行っている地域住民団体などが行う事業へ助成します。

(9) 生活福祉資金の貸付

離職などによる低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などへ必要な生活資金を貸し付けることにより、生活の自立を支援します。

(10) 通所介護事業（瑞穂区デイサービスセンター）

介護保険事業者として、高齢者デイサービス事業を実施します。

(11) 瑞穂区在宅サービスセンターの管理・運営

保健・医療・福祉の連携拠点として、ボランティア団体などに対して研修室などの貸し出しを行います。

(12) 共同募金運動への協力（瑞穂区共同募金委員会の事務局を担当）

赤い羽根共同募金運動（10 月～12 月末）及び歳末たすけあい募金運動（12 月）の実施に協力します。

(13) いきいき支援センター事業への協力

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなり、健康・福祉・介護など様々な面から高齢者を支える機関です。

また、見守り支援員や認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置し、孤立しがちな人への見守り支援や認知症の地域支援体制づくりを行います。（市受託事業・市社協事業）

(14) 介護保険事業への協力（瑞穂区介護保険事業所）

名古屋市社会福祉協議会の事業所として、居宅介護支援事業と訪問介護事業（なごやかヘルプ事業）を実施します。（市社協事業）

6 収支状況（令和7年度決算）

（収入）

区 分	金額 (千円)	割合 (%)	備 考
会 費 収 入	3,648	1.2	一般会費・賛助会費
助 成 金 等 収 入	57,056	19.0	職員設置助成金、福祉基金事業助成金など
受 託 金 収 入	109,177	36.5	児童館・福祉会館事業、高齢者はつらつ長寿推進事業など
共同募金配分金収入	4,653	1.6	共同募金運動にかかる配分金
介 護 保 険 収 入	53,197	17.8	通所介護事業介護報酬及びお客様負担金など
そ の 他 の 収 入	8,393	2.8	上記以外の収入
前 期 繰 越 金	62,971	21.1	
計	299,095	100.0	

（支出）

区 分	金額 (千円)	割合 (%)	備 考
人 件 費 支 出	138,299	60.0	職員給与、法定福利費など
事 務 費 支 出	24,534	10.6	事務費及び事務所維持・管理経費
事 業 費 支 出	34,324	14.9	各種事業実施にかかる所要経費
助 成 金 支 出	11,950	5.2	推進協など各種団体への事業助成経費
積立預金積立支出	3,655	1.6	地域福祉基金への繰入金、デイサービスセンター修繕費積立
そ の 他 の 支 出	17,668	7.7	上記以外の支出
計	230,430	100.0	

7 地域福祉の推進

(1) 賛助会員の推移（令和5年度～令和7年度）

賛助会員とは、本会の目的・趣旨に賛同し、資金面において本会事業を支える個人または法人・団体のことです。賛助会員は、年会費（賛助会費）として個人1口1,000円、法人・団体1口10,000円を本会へ納入します。

会 員 区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個 人	1,220 件 3,189,000 円	1,124 件 3,041,000 円	1,021 件 3,013,000 円
法人・団体	67 件 495,000 円	65 件 475,000 円	62 件 445,000 円
計	1,287 件 3,684,000 円	1,189 件 3,516,000 円	1,083 件 3,458,000 円

(2) 社会福祉の調査・啓発実施（令和 7 年度）

項 目	実施月	摘 要
(広報紙の発行) ・「みずほっと」	9 月 3 月	地域福祉情報紙 第 37 号 (6,500 部発行) 第 38 号 (6,500 部発行)
(Web サイト) ・ホームページ	随時	http://www.mizuho-shakyo.jp

(3) 地域福祉推進協議会及びふれあい給食サービス事業の推進

学 区	地 域 福 祉 推 進 協 議 会	ふれあい給食サービス事業
御 劔	昭和 59 年 10 月～	昭和 61 年 5 月～
高 田	平成 4 年 12 月～	平成 5 年 1 月～
堀 田	平成 4 年 5 月～	平成 4 年 6 月～
穂 波	平成 3 年 11 月～	平成 3 年 11 月～
井戸田	平成 4 年 10 月～	平成 4 年 11 月～
瑞 穂	昭和 59 年 3 月～	昭和 59 年 5 月～
豊 岡	平成 14 年 7 月～	昭和 57 年 5 月～
中 根	平成 8 年 10 月～	—
弥 富	平成 5 年 6 月～	昭和 60 年 6 月～
陽 明	平成 14 年 4 月～	平成 26 年 5 月～
汐 路	平成 11 年 4 月～	昭和 56 年 7 月～

(4) ふれあい・いきいきサロン（令和 7 年度）

事 項	内 容												
サロンの整備推進	<table><tr><th>種別</th><th>開設数</th></tr><tr><td>高齢者サロン</td><td>36 か所</td></tr><tr><td>共生サロン</td><td>32 か所</td></tr><tr><td>障害者サロン</td><td>2 か所</td></tr><tr><td>子育てサロン</td><td>12 か所</td></tr><tr><td>子ども食堂</td><td>10 か所</td></tr></table>	種別	開設数	高齢者サロン	36 か所	共生サロン	32 か所	障害者サロン	2 か所	子育てサロン	12 か所	子ども食堂	10 か所
	種別	開設数											
	高齢者サロン	36 か所											
	共生サロン	32 か所											
	障害者サロン	2 か所											
	子育てサロン	12 か所											
	子ども食堂	10 か所											
(令和 8 年 3 月 31 日現在)													
高齢者などが集えるサロン（集いの場）の整備を推進しました。													
○新規サロン開設助成 2 件 (96,740 円)													
○既存サロン運営助成 63 件 (2,033,896 円)													

事 項	内 容		
ふれあい・いきいきサロン実践者研修会の開催	サロン活動が集い場はもちろん相談窓口としての役割も担えること、参加者が役割を持つことの大切さ等を理解するサロン運営者向け研修会を開催した。 令和7年度はサロン運営者が講師を務め、それぞれプログラムを持ち寄って互いに学び合いながら交流を深める機会を設けました。 また、福祉会館にも協力を呼びかけ、認知症予防リーダーとサロン運営者とのマッチング企画を実施しました。 【開催日】令和7年11月4日 【場 所】瑞穂区在宅サービスセンター 【対 象】区内のサロン運営者およびボランティア 【参加者数】30名 【内 容】「サロン運営者から学ぶサロンの役割と必要性」 閉じこもりがもたらす健康リスクと地域サロンの役割		
生活支援連絡部会の設置・運営	生活支援の基盤整備と充実を図るため、生活支援サービスに関係する団体が参画する協議体を設置・運営した。		
	事 項	実施年月日	内 容
	第1回	令和7年 7月2日	・サロンの開催状況報告 ・地域の多様な主体の参画・地域づくりに向けた支援 ・第5次瑞穂区地域福祉活動計画 ・サロン(集いの場)つなぎ機能強化 ・多職種連携による高齢者サロンへの訪問
	第2回	令和8年 1月13日	・サロンの開催状況報告 ・地域の多様な主体の参画・地域づくりに向けた支援 ・サロン実践者の学びの場 ・情報交換 ・第5次瑞穂区地域福祉活動計画

(5) ボランティアセンターの運営（令和7年度）

事 項	内 容		
ボランティアの 登録・相談	① 新規登録ボランティア数		
	区 分	登録人数	活 動 内 容
	個 人	6 名	サロンボランティア等
	団 体	5 団体	コーラス、オカリナ等
	② 相談・情報提供		
	件 数	主 な 内 容	
	30 件	ボランティア活動希望者への情報の提供、調整	
80 件	ボランティア派遣希望者へのボラ調整 (外出支援、傾聴、披露系等)		

事 項	内 容																																						
福祉ボランティア 体験学習への協力	小中学校などでの体験学習に対して、職員の参加及び協力者の派遣調整を行った。ボランティアや障害者自立支援連絡協議会と連携しボッチャを通した交流会などを実施した。 ① 協力先及び参加人数 <table><tr><td>小学校</td><td>中学校</td><td>高校</td><td>その他</td></tr><tr><td>4 回 321 名</td><td>0 回 0 名</td><td>0 回 0 名</td><td>8 回 236 名</td></tr></table> ② 体験学習の内容 <table><tr><td>内 容</td><td>回 数</td></tr><tr><td>高齢者疑似体験</td><td>6 回</td></tr><tr><td>聴覚障がい者理解のための福祉講座</td><td>6 回</td></tr><tr><td>視覚障がい者理解のための福祉講座</td><td>6 回</td></tr><tr><td>高齢者についての講話（地域の昔の様子含む）</td><td>5 回</td></tr><tr><td>車いす体験</td><td>5 回</td></tr><tr><td>車いす当事者による講話</td><td>2 回</td></tr><tr><td>ボッチャを通した障害当事者らとの交流</td><td>3 回</td></tr><tr><td>認知症サポーター養成講座</td><td>1 回</td></tr><tr><td>合 計</td><td>34 回</td></tr></table> ③ 協力内容 <table><tr><td>内 容</td><td>回 数</td></tr><tr><td>職員の派遣</td><td>11 回</td></tr><tr><td>協力者の調整</td><td>8 回</td></tr><tr><td>体験資機材などの提供</td><td>7 回</td></tr><tr><td>合 計</td><td>26 回</td></tr></table>	小学校	中学校	高校	その他	4 回 321 名	0 回 0 名	0 回 0 名	8 回 236 名	内 容	回 数	高齢者疑似体験	6 回	聴覚障がい者理解のための福祉講座	6 回	視覚障がい者理解のための福祉講座	6 回	高齢者についての講話（地域の昔の様子含む）	5 回	車いす体験	5 回	車いす当事者による講話	2 回	ボッチャを通した障害当事者らとの交流	3 回	認知症サポーター養成講座	1 回	合 計	34 回	内 容	回 数	職員の派遣	11 回	協力者の調整	8 回	体験資機材などの提供	7 回	合 計	26 回
	小学校	中学校	高校	その他																																			
	4 回 321 名	0 回 0 名	0 回 0 名	8 回 236 名																																			
	内 容	回 数																																					
	高齢者疑似体験	6 回																																					
	聴覚障がい者理解のための福祉講座	6 回																																					
	視覚障がい者理解のための福祉講座	6 回																																					
	高齢者についての講話（地域の昔の様子含む）	5 回																																					
	車いす体験	5 回																																					
	車いす当事者による講話	2 回																																					
ボッチャを通した障害当事者らとの交流	3 回																																						
認知症サポーター養成講座	1 回																																						
合 計	34 回																																						
内 容	回 数																																						
職員の派遣	11 回																																						
協力者の調整	8 回																																						
体験資機材などの提供	7 回																																						
合 計	26 回																																						
ボランティア活動 保険の受付	① ボランティア活動保険の加入受付件数 1,396 名 ② ボランティア行事用保険の加入受付 <table><tr><td>区 分</td><td>件 数</td><td>主 な 行 事</td></tr><tr><td>日帰り行事</td><td>123 件</td><td rowspan="3">ふれあい・いきいきサロン、 子ども食堂など</td></tr><tr><td>宿 泊 行 事</td><td>1 件</td></tr><tr><td>合 計</td><td>124 件</td></tr></table>	区 分	件 数	主 な 行 事	日帰り行事	123 件	ふれあい・いきいきサロン、 子ども食堂など	宿 泊 行 事	1 件	合 計	124 件																												
区 分	件 数	主 な 行 事																																					
日帰り行事	123 件	ふれあい・いきいきサロン、 子ども食堂など																																					
宿 泊 行 事	1 件																																						
合 計	124 件																																						
サマーボランティア活動体験講座の開催	中高生がボランティアの基礎知識を学び、区内福祉施設やボランティアグループの活動に参加することで、ボランティアへの関心と理解を深めることを目的として開催しました。 【日程】7月25日～8月26日 【場所】区内福祉施設等、 区在宅サービスセンター 【参加者数】38名																																						
企画・手作りボランティア交流会等の開催	本会キャラクターのタグ付きグッズの制作を通してボランティア同士の交流を図りました。制作したグッズは病院などに寄附しました。 【開催日程】毎月第4火曜日開催 【場所】瑞穂区在宅サービスセンター 【参加者数】約80名																																						

(6) 高齢者はつつ長寿推進事業（令和7年度）

高齢者を対象にボランティアと協力し介護予防への理解を促すとともに自主活動や地域活動への参加促進を図りました。

会 場	曜日	午前 午後	実施 日数	延参加者数	延ボランティア 活動者数
陽明コミュニティセンター	月	午前	42 日	667 名	84 名
在宅サービスセンター	月	午後	42 日	830 名	146 名
弥富コミュニティセンター	火	午前	48 日	816 名	183 名
井戸田コミュニティセンター	火	午後	48 日	804 名	142 名
仁所公民館（中根）	水	午前	49 日	861 名	146 名
御劔コミュニティセンター	水	午後	49 日	696 名	132 名
穂波コミュニティセンター	木	午前	49 日	810 名	155 名
堀田コミュニティセンター	木	午後	49 日	762 名	158 名
合 計			376 日	6,246 名	1,076 名

(7) 生活福祉資金の相談・貸付（令和7年度）

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯などに対し、民生委員の協力を得て生活福祉資金の貸付・援助指導を行いました。

	総合	福祉資金		教育	不動産	臨時	合計
		福祉	緊急				
相談	8	69	115	61	0	0	453
決定	0	5	4	7	0	0	16

※総合・・・総合支援資金 緊急・・・緊急小口資金 教育・・・教育支援資金
不動産・・・不動産担保型生活資金 臨時・・・臨時特例つなぎ資金

(8) 共同募金運動への協力 【共同募金額の推移（令和5年度～令和7年度）】

種 別		令和5年度	令和6年度	令和7年度
赤い羽根共 同募金	戸別募金	4,037,334 円	3,826,477 円	3,569,157 円
	法人募金	965,500 円	880,668 円	872,345 円
	その他募金	1,441,255 円	1,632,239 円	1,440,770 円
	小 計	6,444,089 円	6,339,384 円	5,882,272 円
歳末たすけあい募金		261,923 円	276,799 円	269,046 円
合 計		6,706,012 円	6,616,183 円	6,151,318 円

(9) 通所介護事業の実施状況（令和7年度）

開所日数	1日当り 利用人数	延 利 用 者 数			
		事業対象者	要支援 1・2	要介護	計
307 日	17.7 名	3 名	1,314 名	4,130 名	5,447 名

(10) 寄附金など（令和7年度）

事 項	内 容					
寄附金 （地域福祉基金）	区内の地域福祉推進のため寄付金を受領し、地域福祉基金として積み立てました。 件数：8件 金額：715,360円					
在宅サービスセンター の管理運営	区内のボランティア団体などに活動の推進のため、在宅サービスセンターの部屋を貸し出しました。					
		研修室	ボランティア ルーム	調理 実習室	点訳室	録音室
	延利用団体数	448	383	253	280	42
	延利用者数	7,028名	3,000名	2,083名	284名	44名

8 児童館・福祉会館の管理・運営

(1) 瑞穂児童館利用者数（令和7年度）

区 分		利用者延人数	備 考
一般利用	幼 児	7,591名	
	小学生	8,932名	
	中学生	3,022名	
	高校生	197名	
	その他	7,418名	
	小 計	27,160名	
団体利用	延36回	471名	
健全育成事業	館内事業	4,640名	
	館外事業	281名	移動児童館 等
	小 計	4,921名	
各種クラブ活動	幼 児	259名	
	小学生	760名	
	中学生	19名	
	その他	408名	
	小 計	1,446名	
留守家庭児童クラブ		4,838名	
利用者数 合計		38,836名	

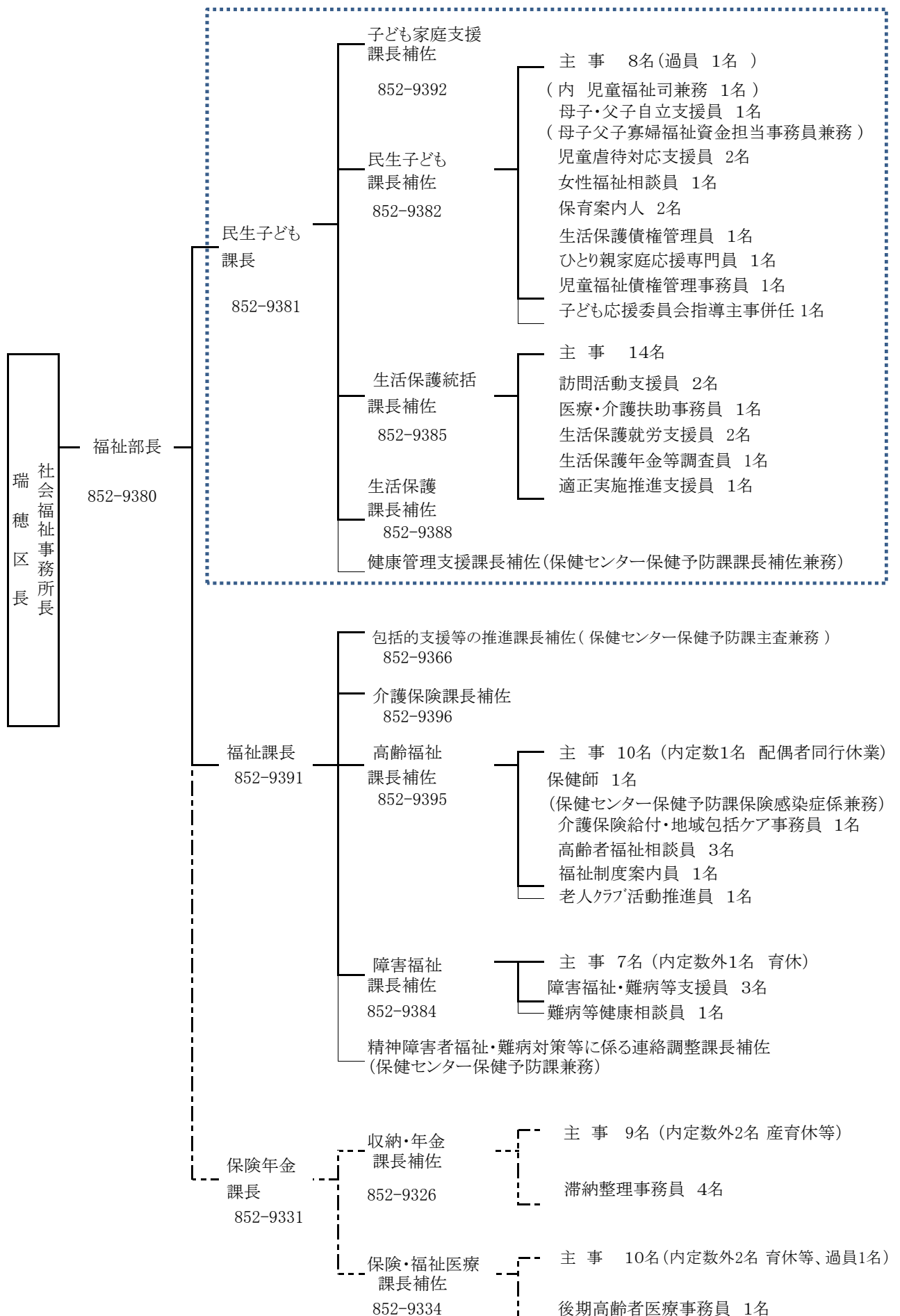
(2) 福祉会館利用者数（令和7年度）

区 分	令和7年度	令和6年度	備 考
個 人 利 用	24,609名	22,030名	
団 体 利 用	8,940名	9,085名	
認知症予防事業	2,649名	2,485名	
合 計	36,198名	33,600名	昨年度比：108%

区役所保健福祉センター福祉部の組織

令和8年4月1日現在

< 社会福祉事務所は点線で示す部分 >





瑞穂区福祉のあらまし

令和 8 年 9 月発行

編集・発行

名古屋市瑞穂区保健福祉センター福祉部

（ 名古屋市瑞穂区社会福祉事務所 ）

〒467-8531 名古屋市瑞穂区瑞穂通 3 - 3 2

TEL 852-9382（直通）FAX 852-9375

社会福祉法人 名古屋市瑞穂区社会福祉協議会

〒467-0016 名古屋市瑞穂区佐渡町 3 - 1 8

TEL 841-4063 FAX 841-4080

この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。